**平成２７年度第２回大阪府防災・危機管理対策推進本部　議事概要**

**○と　き　平成28年2月19日　13時30分～14時30分**

**○ところ　大手前庁舎　特別会議室（大）**

【危機管理室長】

只今から、平成27年度第2回大阪府防災・危機管理対策推進本部を開催する。まず、中村危機管理監からご発言申し上げる。

【危機管理監】

本日の推進本部会議の目的は、昨年3月に策定した「新・大阪府地震防災アクションプラン」を最終確定させることである。2年前に、府独自に、南海トラフ巨大地震を想定した被害想定を出した。津波だけで亡くなる方が、最悪の条件設定で13万3千人。これを限りなく小さいものにしようということで、府の地域防災計画を修正し、それを具体化するためのプランということで「アクションプラン」を作ってきた。昨年度1年間かけて、本部員の皆さまのご協力をいただいて、100のアクションを位置付けた。これを作っただけとしないために、具体的にプランの中でも集中取組期間、及び平成36年度を目標に、どこまで持っていくのかを書き込むようにしたが、その目標に向けて、毎年度、きっちりＰＤＣＡで進捗管理していこうということも書き込んだ。昨年9月の推進本部では、こういう形で100のアクション1つ1つについてチェックしていこうというたたき台をお示しし、この場でもご意見を頂戴した。今回は、そのご意見をふまえ、100のアクションについて、最終的にこういう形でアクションをチェックし、府民の皆さまに公表し、翌年度以降の着実な推進につなげるということで、進めさせていただきたいということを確認したいというもの。

もう1つ、同様に最終確定する点として、新・大阪府地震防災アクションプランにおいて、建物被害について確定させるという作業があった。このことについては、今年度1年かけて、住宅まちづくり部において、住宅建築物の耐震に係る10ヵ年戦略をとりまとめ、1月に確定した。その中で、将来の民間を中心とする建築物の耐震化の動向をどう見据えるかが確定したため、それを織り込んだ形で、最終的な被害想定と、被害軽減目標を固めるということも併せて、この場で確認・決定をしたい。よろしくご審議をお願い申し上げたい。

それでは、ただ今から、お諮りする内容について、事務局・危機管理室からご説明申し上げる。

【防災企画課長】

「新・大阪府地震防災アクションプラン」の進捗管理手法と一部改訂について説明する。

まず、進捗管理手法について、資料１と参考資料１で説明する。参考資料１の1ページをご覧いただきたい。昨年9月の第1回推進本部でも説明させていただいたが、1つずつのアクション毎に、年度毎の取組目標を明らかにしたうえで、その右に平成27年度の取組状況と年度末までの見込みを記載し、達成状況を示している。その取組結果については、真ん中に「計画以上もしくは概ね計画どおり進んでいる」「計画どおり進んでいない」の2種類で評価している。今回お示ししている評価は、3月末までの見込みをもとにした暫定的な評価で、その右の平成28年度の取組予定についても同様に暫定的に記載している。

なお、取組指標の欄の数値については、第1回推進本部でのご意見を踏まえて、定量的な指標については、単年度の数量と累計数量の違いが分かるよう、累計数量については、〈　〉（括弧書き）で区別した。

それら個々のアクションの評価を取りまとめたものが資料１。2ページをご覧いただきたい。アクション全体としての進捗を府民に理解してもらうため、アクション毎の評価結果を集約して、全アクションの進捗状況を表及びグラフで示している。今回、96アクションが「計画以上もしくは概ね計画どおり」となった。

また、「※個別目標の再設定を行うアクション」の4アクションは、後程説明いただくが、今年度、住宅まちづくり部において策定された「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」を踏まえて、耐震化関連の4アクションを改訂の上、目標を達成していくという観点で記載している。3ページにはその「10ヵ年戦略」の内容を記載している。

また、前回の推進本部でご意見をいただいたことから、2ページの下段で評価の考え方を再整理している。アクションは、「府自ら取組むアクション」「市町村や民間団体等の取組みを支援するアクション」の2つに分けることができ、それぞれについて取組み結果の定量化が可能なものと困難なものに分類できる。

府自らの取組みで、定量的な評価ができるものについて、例えば、防潮堤の津波浸水対策（整備延長）等は、定量的な指標により進捗管理を実施する。

その他、市町村や民間団体の取組みを支援するものについては、府の取組み内容の達成状況を評価する。ただし、市町村等の取組み結果が定量的に示せるⅢに属するもの、例えば、民間建築物の耐震化等については、その数字も参考として示すことを考えている。

4ページ以降は、前回の推進本部でもお示しした「防潮堤の津波浸水対策」等主な取組の進捗状況で、それ以降の主な取組みについても後程ご報告いただく。

なお、アクションの評価は年度末の実績を取りまとめ、新年度早々に確定版として府民に公表する。

続いて、新ＡＰの一部改訂について説明する。資料２の6ページをご覧いただきたい。昨年度とりまとめたときには、津波浸水による被害のみを記載していたが、今年度、住宅まちづくり部において「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」が策定され、住宅建築物の耐震化率の目標が設定されたことにより、被害軽減目標を設定できる状況となったため、地震の揺れ、建物倒壊による被害も含めた全数表記とした。すなわち、現況の被害を13万3千人から13万4千人に修正し、平成29年度、平成36年度の数字も同様に修正した。

次に、38、39ページをご覧いただきたい。上町断層帯地震による被害の軽減効果について記載している。直下型地震は津波が発生せず、揺れ、建物倒壊による被害が大半となる。今回の「10ヵ年戦略」で示された住宅建築物の耐震化率の目標を踏まえ、人的被害への影響を算定すると、平成18年に公表した際には1万3千人であったが、平成36年度に約3,900人まで軽減できる結果となった。さらに被害の軽減を進めるため、府民の皆様の自助による家具固定や初期消火の向上につながる地域防災力の強化により、直下型地震においても南海トラフ巨大地震と同様、人的被害ゼロをめざして取り組んでいきたいと考えている。

最後に、14、15ページをご覧いただきたい。アクションNo.10から13までが耐震化に関係するアクションであり、「10ヵ年戦略」を踏まえて内容、目標を修正した。

【危機管理室長】

「進捗管理」及び「新APの一部改訂」の説明は以上だが、プランの各アクションについては、平成26年度からの先行取組みも含めて、担当部局において精力的に取り組んでいただいており、この機会にご報告いただきたい。

まず、本日の新ＡＰの一部改訂とも関連する10ヵ年戦略の改訂等、民間住宅・建築物の耐震対策について、住宅まちづくり部長にお願いする。

【住宅まちづくり部長】

先月策定した「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」については、平成18年に建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき促進計画を作ったが、それから10年経過して平成27年度が最終年度となることから改訂を行った。

「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」においては、府民にとって分かりやすい、府民と共にみんなでめざすべき目標として、

①住宅の耐震化率を平成37年までに95％達成する

②多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年までに95％達成する

③広域緊急交通路沿道建築物の耐震化を平成30年度までに終了する

この３点を計画で掲げている。

それを具体化するための行政の取組みも挙げており、平成28年度からは、木造住宅については、ダイレクトメールだけでなく個別訪問によるきめ細やかな普及啓発や、地元市町村と密に連携した自治会単位での意識啓発を進めるとともに、耐震改修等の補助制度を活用し、着実に耐震化を促進する。

また、多数の者が利用する大規模な建築物のうち、病院や学校などの公共性の高いものや、避難者の受入れ協定などを地元市と締結したホテル・旅館などの耐震化が非常に重要であるため、平成28年度予算で新たに耐震改修補助制度を設けた。それによって耐震化を促進する。

さらに、広域緊急交通路については、災害時の緊急車輌の通行を確保することが極めて重要であるため、平成28年度予算で拡充した診断補助を活用し、沿道建築物の耐震診断のスピードアップを図り、早期の耐震化に結びつける。

この様な新たに策定した計画に基づく行政の取組については、今回の予算において、診断と改修への府としての補助制度が、木造、大規模、沿道の3つとも制度がそろうことになった。平成28年度予算は約10億円規模となった。

今後も、住宅・建築物の耐震化を促進し、府民の「いのちを守る」ためのさまざまな取組みをしっかりと進めていく。

【危機管理室長】

続いて、防潮堤の津波浸水対策、液状化対策等について、都市整備部長にお願いする。

【都市整備部長】

防潮堤の津波浸水対策については、アクションプランに先行して、平成26年度から取り組んでおり、対策の全体の延長は57kmだが、とりわけ液状化よって防潮堤が沈下して地震直後に浸水が始まる箇所が約9kmある。この9kmを優先的に3ケ年で平成28年度までに完成させる事を目標としている。現在までこの9kmについてはすべてが工事発注済であり、今年度末は6.6kmが完了予定となっており、来年度（平成28年度）には9km全ての箇所を完了させる見込みである。

次に南海トラフ巨大地震の人的被害の軽減目標について、南海トラフ巨大地震で想定される人的被害は最大で13万4千人、このうち津波は13万3千人でほとんどが津波ということになる。一方で迅速な避難を行えば人的被害は8,800人まで減らすことが出来るとなっているが、言い替えると迅速な避難すら間に合わない方が8,800人いる。今回9km対策を完了すると、この完了した地域（概ね西淀川区、此花区）ここで避難の時間が確保されて8800人のうち、約8割の方の人命が守れるのではないかと期待している。引き続き現場での施工管理に万全を期して目標を達成していきたい。

また、防潮堤の津波浸水対策以外にも、地震発災後、救命救助活動や支援物資の輸送を担う広域緊急交通路の通行機能を確実に確保するための橋梁などの耐震対策のほか、支援部隊が集結・駐屯するための後方支援活動拠点や、住民の安全を確保するための広域避難場所となる府営公園の整備など、概ね計画どおりに進捗している。

引き続き、集中取組期間はもとより、本プランの目標を達成すべく、しっかりと取り組んでいく。

【危機管理室長】

続いて、ため池防災・減災対策の推進等について、環境農林水産部長にお願いする。

【環境農林水産部長】

防潮堤の津波浸水対策の推進について、環境農林水産部では漁港海岸の対策を実施している。高石・岸和田漁港の2箇所で液状化対策を進めており、平成27年度は測量及び実施設計を行い、平成28年度から工事を実施する予定。引き続き都市整備部と連携し、対策を進めていく。

ため池防災・減災対策の推進について、平成27年度の取組み状況として、災害による被害を軽減させる「減災」の視点を取り入れ、ハード・ソフト対策を総合的に推進するための実行計画として「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」を昨年11月に策定した。

万が一決壊した際に下流への影響が大きいため池、老朽度が高いため池、合計839箇所を選定し、改修をはじめ、耐震診断、ハザードマップ作成などに取り組んでいる。

集中取組期間では、ため池耐震診断、ハザードマップともに100箇所を目標としており、平成27年度は、耐震診断18箇所実施、ハザードマップ22箇所作成した。

平成28年度はさらにスピードを上げて、耐震診断52箇所実施、ハザードマップ40箇所作成目指していく。引き続き、ため池の防災・減災対策に取り組んでいく。

【危機管理室長】

外国人旅行者の安全確保について、府民文化部長にお願いする。

【府民文化部長】

「外国人旅行者の安全確保」についてご報告する。昨年の来阪外国人旅行者数は716万人と、前年と比べて倍増しており、安心して大阪での観光を楽しんでいただける環境を整えることは、喫緊の課題である。

そこで、「外国人旅行者本人へ必要な情報提供」と、「周囲のサポート体制の整備」の2点を大きな柱として、取り組んでいる。

まず1点目の、情報提供としては、今年度、大阪観光局のホームページにポータルサイト「Emergency」を作成し、緊急時に必要な情報や大使館情報あるいは国際交流財団による多言語の相談コーナーを４ヶ国語（英語、中国語、韓国語、タイ語）で紹介している。

また、このポータルサイトをお知らせするための啓発カードを8万5千部作成し、府内の宿泊施設や観光施設など、外国人旅行者が沢山訪れる場所で配布した。

このカードは、各施設のご負担で増刷やパンフレット等へ活用いただくことにより継続して配布いただくよう、協力を求めている。

2点目のサポート体制の整備としては、府内の市町村、観光施設、宿泊施設、旅行業者等を対象に、「外国人旅行者の安全確保に関するセミナー」を開催し、災害が発生した際の外国人旅行者への初動対応等について、理解と協力を求めたところである。また、先日の防災訓練でも国際交流財団に設置している多言語支援センターの運営訓練を行った。

来年度は、さらに宿泊税を活用しながら、啓発カードを2万部程度増刷し、新たに空港や領事館等に対しても、配布に協力いただけるよう働きかけるとともに、ポータルサイトの掲載内容について充実を図る予定である。

あわせて地域の関係者が参画するワークショップ等を開催し、災害発生時から帰国までに必要となる支援の流れと各段階における役割分担や連絡・連携方策を確認し、支援フローとしてまとめていくこととしている。

また、外国人を想定した防災訓練を国際交流財団、市町村と共同で実施する予定である。

今後も引き続き、外国人旅行者の「安全・安心」の確保に取り組んでいく。

【危機管理室長】

南海トラフ巨大地震等を念頭に、被災者支援を強化するため取り組んでいた、食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化及び後方支援活動拠点の充実について、危機管理室より報告する。

【災害対策課長】

資料１の7ページをご覧いただきたい。アクション50「食糧や燃料等の備蓄及び集配体制の強化」については、平成27年度中に「大阪府大規模災害対応備蓄方針」を策定し、集中取組期間中に、計画的な備蓄に努めるとともに、各地域レベルでのニーズ把握、調達、配送システムを概成することを目標としている。

取組み状況としては、昨年5月に府内市町村と「大阪府域救援物資対策協議会」を立ち上げ、平成25年度に公表した南海トラフ巨大地震の被害想定を踏まえ、大規模災害時に大量に不足すると見込まれる食糧などの救援物資について、12月に府と市町村の今後の備蓄方針を公表したところである。

平成28年度以降、この「今後の備蓄方針」を踏まえ、計画的な備蓄に努める。

また、引き続き、市町村との協議会において、府の広域防災拠点から市町村の集配拠点、指定避難所までの集配マニュアルの検討を進め、平成28年度中に策定することをめざす。

続いて、参考資料２をご覧いただきたい。アクション56のうち、「後方支援活動拠点の整備充実」について説明する。前回の推進本部においては、「受入計画のない泉南地域の蜻蛉池公園及び南河内地域の錦織公園について、受入計画の策定を進めており、年度内に、残る大阪市内の3公園や山田池公園について、大阪市等の意見も聞きながら、受入計画の策定を進める。」と報告した。

その後、昨年9月に蜻蛉池応援及び錦織公園の受入計画を策定し、2月には、残る大阪市内3公園と山田池公園の受入計画を策定した。

これにより、大阪府地域防災計画において、後方支援活動拠点と位置付けている11の公園すべてについて、受入計画を策定できたことになる。

【危機管理室長】

では、只今の報告を含めて、新アクションプランについてご意見等はないか。

【竹内副知事】

まず、資料１の2ページに、平成27年度の目標は100のうち96が達成とされていることについては、各部局がしっかりと取り組んだ結果であるとは思うが、平成28年度以降の毎年度の進捗管理に当たっては、低い目標を設定して達成できたと自己満足することのないよう、しっかりと目標設定をするように。

次に、同じく2ページの「市町村や民間団体等の取組みを支援するアクション」については、「指導する」とか「働きかける」という表現が多いが、その結果どうなったのかというところまでしっかりと進捗管理すること。

また、住宅まちづくり部で「10ヵ年戦略」を策定し、多数の者が利用する建築物、病院、ホテル、学校などは平成32年に耐震化率95%、広域緊急交通路の沿道建築物については平成30年度までに耐震化を完了するという目標の下、これも民間に対して働きかけるものだが、予算で補助も設け、インセンティブを用意したので、「耐震化できない」、「耐震性がない」ところについては公表するという手段も含めて、しっかりと進捗管理するように。

最後に、都市整備部などのハード対策の取組みについては、しっかりと国費を確保して進めるように。

【危機管理室長】

4点ご意見をいただいたが、まず1つ目の平成28年度の目標については、危機管理室他各部局と、しっかりと取り組んで参りたい。

市町村支援や働きかけについては、先ほどの説明でもあったように、基本的には評価する対象としては府のアクションを評価するが、その結果、例えば建築物の耐震化の数字が出るようなものについては、参考資料としてお示しして参るので、それを適切に管理していきたいと考えている。

【住宅まちづくり部長】

大規模建築物は現在、大阪府内に856棟あって耐震診断の段階である。診断結果の報告が来ているのは777棟ある。耐震診断結果の報告が来ていないのは79棟である。

これについては、昨年の平成27年12月末で締め切って、内容をチェック中である。これについては、公表する事で考えている。

【都市整備部】

ハード整備について、防潮堤の耐震対策、防潮堤の液状化対策、橋梁の耐震、防災公園の整備など全て国費を確保してハード整備をしている。残念ながら全て、国費確保出来ているという状況ではない。引き続きしっかりと国に必要性等を説明して国費を確保するように努めていく。

【政策企画部長】

政策企画部において、各部局の協力を得ながら作成してきた「大阪府強靭化計画」がいよいよ最終的な詰めの段階に入っている。

この計画は、地震・津波・風水害を対象に、「起きてはならない最悪の事態」を43ケース想定し、府の新ＡＰやその他の計画が、その想定に対応できているかをチェックするものである。

そこで明らかになってきているのは、それぞれの計画が目標年次に向けてしっかり進捗していかなければ、「起きてはならない最悪の事態」に対応できないということであり、各部局で作られている計画については、しっかりと進捗管理して、いざというときに備えられるようにお願いしたい。

【総務部長】

資料２の1ページ、第3段落の最後に、前回から変わっている点として、昨年暮れに公表された内閣府の「長周期地震動に関する新たな知見等」という記述が加わっており、それを「踏まえました」とあるが、特に説明がなかった。

国土交通省で建築基準の見直しをどこまでするかという議論があり、その中身によっては前提が変わるということも考えられる。それが明らかになった段階では、さらなる見直しを今後行うことがあると理解すればいいか。

【防災企画課長】

そのとおり。まだ国土交通省で計画策定段階と聞いているので、それが新たに出てきてどういうことになるかということを踏まえ、必要に応じて対応したい。

【危機管理室長】

「新アクションプラン」全体について、色々ご意見をいただいたが、ご意見も踏まえ、取組みを進めて参りたい。本日の議題である進捗管理手法、計画の一部改訂については特に修正意見等はなかったかと思う。

それでは、「新アクションプランの推進」について、推進本部として取扱いを決定いただければと思うが、本部長である知事からご指示をいただきたい。

【本部長（知事）】

住宅まちづくり部がとりまとめた「10ヵ年戦略」を反映した、「新・大阪府地震防災アクションプラン」について、推進本部として、改めてこの案を確定する。地震はいつ起こるか分からない。今日決めた進捗管理手法をしっかりと守り、とにかく府民の命と財産を守ること。そして、災害を最小限にとどめるべく実行してもらいたい。

【危機管理室長】

只今、知事からご指示いただいたように、「新・大阪府地震防災アクションプラン」の進捗管理手法及び一部改訂について、推進本部として決定した。

今後とも、全庁挙げて、各アクションの取組みを進めて参りたいので、各部局長のみなさまもよろしくお願いする。

以上をもって、本日の推進本部を終了する。